

◎新潟県選挙管理委員会告示第118号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新発田市選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成28年11月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
川東コミュニティセンター	新発田市下羽津 1908 番地	ミーティングルーム	33.18	平成28年9月28日
		フリースペース	61.10	
		和室（大）	57.65	
		和室（小）	41.25	
		多目的ホール	214.50	